

## 板橋区福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認表

No	項目	ガイドラインで示されている要件
1	運送主体	地方公共団体の長から具体的な協力依頼を受けた、営利を目的としない法人地方公共団体が自ら主宰するボランティア組織 《例示》 NPO法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、医療法人、公益法人
2	運送対象	対象となる旅客は、会員として登録された次に掲げる者およびその付添い人とする。 介護保険法に規定する「要介護者」および「要支援者」 身体障害者福祉法に規定する「身体障害者」 その他、肢体不自由、内部障害（人工透析を受けている者を含む）、精神障害者、知的障害等により単独で移動が困難であり、かつ単独で公共交通機関を利用することが困難な者
	形態	運送の発地または着地のいずれかが当該地方公共団体の区域内にある。
3	使用車両	車椅子やストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車 回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車 セダン型自動車
	使用権原	使用車両は、運送主体が使用権原を有する必要がある。 運転者等から提供された自家用自動車を使用する場合には、運送主体が提供者と当該車両の使用に関する契約について書面をもって締結する必要がある。
	車両の表示	有償運送の許可を得た車両であることを使用自動車の車体の側面に外部から見やすいよう表示する必要がある。
4	運転者	普通第二種免許保持者を基本とする。これによりがたい場合には、当該地域における交通の状況等を考慮して、都道府県公安委員会等が実施する講習を受けているなど、運転技術について十分な能力や経験を有していると認められる必要がある。 《例示》 ・一定期間運転免許停止処分を受けていないこと ・都道府県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者 ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者 ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者
5	損害賠償措置	運送に使用する車両すべてについて、対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険等に加入する必要がある。
6	運送の対価	当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね2分の1を目安に、地域の特性などを勘案して定めるものとする。
7	管理運営体制	運行管理、指揮命令、運転者に対する監督や指導、事故発生時の対応ならび苦情処理に係る体制その他の安全確保および旅客の利便の確保に関する体制の明確な整備が必要である。
8	法令順守	許可を受けようとするものが、道路運送法第7条の欠格事項に該当しない者